

遊漁規則の変更について

漁業法抜粋

(遊漁規則)

第170条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の遊漁規則（以下この条において単に「遊漁規則」という。）には、次に掲げる事項を規定するものとする。

- 一 遊漁についての制限の範囲
- 二 遊漁料の額及びその納付の方法
- 三 遊漁承認証に関する事項
- 四 遊漁に際し守るべき事項
- 五 その他農林水産省令で定める事項

3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かななければならない。

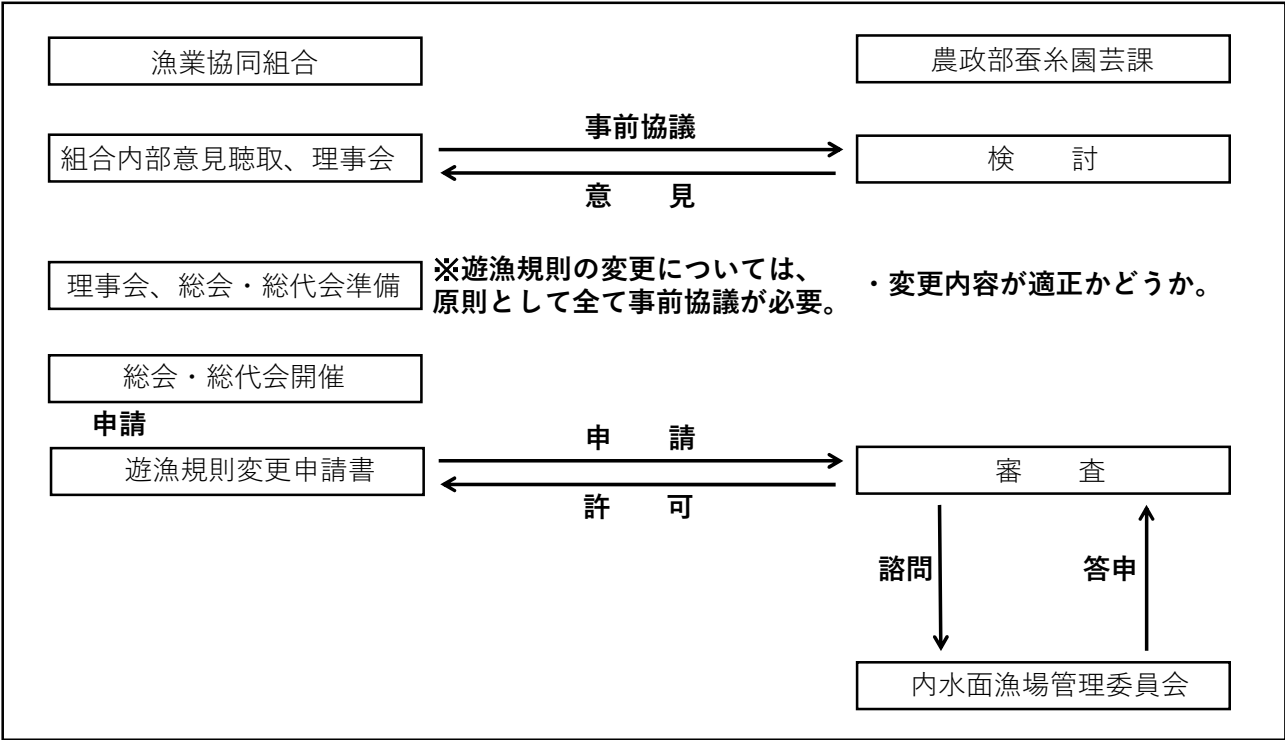
5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

- 一 遊漁を不当に制限するものでないこと。
- 二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

6 都道府県知事は、遊漁規則が前項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その変更を命ずることができる。

7 都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

8 遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。



(写)

蚕園第201-1号

令和5年2月17日

群馬県内水面漁場管理委員会

群馬県知事 山本 一太
(蚕糸園芸課)



遊漁規則の変更について（諮問）

このことについて、下記漁業協同組合から漁業法第170条第3項の規定に基づき遊漁規則変更認可申請があったので、同条第4項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

記

1 申請者

- (1) 前橋市 群馬漁業協同組合
- (2) 伊勢崎市 東毛漁業協同組合
- (3) 高崎市 上州漁業協同組合
- (4) 神流町 南甘漁業協同組合
- (5) 上野村 上野村漁業協同組合

2 変更認可申請内容

別添資料のとおり

1. 群馬漁業協同組合

1 群馬漁業協同組合遊漁規則の変更内容

(1) 第四条第2項の変更（漁具漁法の制限の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ①アユ釣りにおける疑似おとり使用の制限を削除したい。
- ②毛針釣りの例外にテンカラを追加したい。
- ③「友釣り専用区」の区間を拡大したい。
- ④友釣り専用区における投網を全期間禁止にしたい。

イ 変更理由

- ①おとり鮎の入手に支障をきたしていることから、疑似おとり使用のアユ釣りを解禁当初から可能とするため。
- ②テンカラ釣りにより、水産資源が激減する可能性は低いため。
- ③釣りによるアユ漁業の振興を行いたいとともに、投網や毛針釣りによる資源の乱獲を防ぐため。
- ④同上

(2) 第五条の変更（禁止区域等の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

坂東大堰（魚道を含む）を遊漁禁止区間に設定したい。

イ 変更理由

坂東大堰内の遊漁は危険であるとともに、坂東大堰に滞留する水産資源の乱獲を防ぐため。

群馬漁業協同組合遊漁規則の変更（案） 新旧対照表

変更（案）				現行			
（漁具漁法の制限） 第四条（略） 2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。				（漁具漁法の制限） 第四条（略） 2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。			
ア 漁具漁法	イ 水産動物	ウ 区域	エ 期間	ア 漁具漁法	イ 水産動物	ウ 区域	エ 期間
...
削除	削除	削除	削除	疑似おとり使用の友釣り	アユ	利根川本支流 高津戸ダムから上流の渡良瀬川本支流	1月1日から 組合が定める 日時まで
毛針釣 （フライ・ テンカラ 釣を除く）	全魚種	利根川左岸の前橋市川原町地先の「阪東漁協特別優待者」と表記した白柱と右岸の北群馬郡吉岡村漆原地先の「阪東漁協特別優待者」と表記した白柱を結ぶ線から 中央大橋下流端 までの利根川（以下「友釣り専用区」という。） 幸塚大橋上流端から石関橋下流端までの桃ノ木川	4月21日から9月20日 正午まで	毛針釣 （フライ釣を除く）	全魚種	利根川左岸の前橋市川原町地先の「阪東漁協特別優待者」と表記した白柱と右岸の北群馬郡吉岡村漆原地先の「阪東漁協特別優待者」と表記した白柱を結ぶ線から 大渡橋下流端 までの利根川（以下「友釣り専用区」という。） 幸塚大橋上流端から石関橋下流端までの桃ノ木川	4月21日から9月20日 正午まで
削除	削除	高津戸ダムから上流の渡良瀬川本支流	4月1日から 第三条第1項 で組合が定める 日時まで	毛針釣 （フライ釣を除く）	全魚種	高津戸ダムから上流の渡良瀬川本支流	4月1日から 第三条第1項 で組合が定める 日時まで
...
投網	全魚種	友釣り専用区 大川橋（大胡町上町地先）下流端から上流の荒砥川 藤山堰、長磯堰、兵藤堰、笄井堰及び養庵堰の各堰堤の堰堤上流 200m から堰堤下流 100m の間の桃ノ木川 赤岩橋から上流の渡良瀬川本支流	1月1日から 12月31日まで	投網 ...	全魚種 ...	新設 大川橋（大胡町上町地先）下流端から上流の荒砥川 藤山堰、長磯堰、兵藤堰、笄井堰及び養庵堰の各堰堤の堰堤上流 200m から堰堤下流 100m の間の桃ノ木川 赤岩橋から上流の渡良瀬川本支流	1月1日から 12月31日まで
	

		削除 幸塚大橋上流端から石関橋 下 流端までの桃ノ木川	11月1日か ら翌年9月 15日まで
...
...

3 (略)

4 (略)

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
...	...
坂東大堰（魚道を含む）	1月1日から12月31日

		友釣専用区 幸塚大橋上流端から石関橋 下 流端までの桃ノ木川	11月1日か ら翌年9月 15日まで
...
...

3 (略)

4 (略)

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
...	...
新設	新設

群馬漁協 友釣専用区の拡大（案）



群馬漁協 禁止区間の設定（案）



2. 東毛漁業協同組合

2 東毛漁業協同組合遊漁規則の変更内容

(1) 第四条第1項および第2項の変更（漁具漁法の制限の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ①疑似おとり使用の竿釣りに制限を追加したい。
- ②リール釣り竿を使用した鮎釣りを制限したい。

イ 変更理由

- ①疑似おとりの遊漁者が増加したため。
- ②リール竿を使用した鮎釣りによるトラブルを防ぐため。

(2) 別表の変更（遊漁取扱所の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

遊漁証取扱所の内容を変更したい。

イ 変更理由

現状に即した内容とするため。

東毛漁業協同組合遊漁規則の変更（案） 新旧対照表

変更（案）				現行			
(漁具漁法の制限) 第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。				(漁具漁法の制限) 第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。			
漁具漁法		規 模		漁具漁法		規 模	
...		
竿 釣		1人につき2本 疑似おとり使用の友釣りの場合、ハリスの長さは疑似おとり後端から20cm以下		竿 釣		1人につき2本 新設	
...		
2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。				2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。			
ア 漁具漁法	イ 水産動物	ウ 区域	エ 期間	ア 漁具漁法	イ 水産動物	ウ 区域	エ 期間
毛針釣 リール竿	ア ユ	漁場全域	4月1日から 第三条第1項 の組合が定め た日時まで	毛針釣 新設	ア ユ	漁場全域	4月1日から 第三条第1項 の組合が定め た日時まで
...
3 (略)				3 (略)			
4 (略)				4 (略)			
別 表 遊漁証取扱所				別 表 遊漁証取扱所			
NO	名 称	所在地	電話番号	NO	名 称	所在地	電話番号
...
4	上州屋前橋店	前橋市三俣町1丁目43-10	027(221)9731	4	田上釣具店	伊勢崎市太田町803-9	0270(25)6696
5	上州屋伊勢崎店	伊勢崎市田中島町2-1	0270(21)3308	5	上州屋伊勢崎店	伊勢崎市田中島町2-1	0270(21)3308
6	つり具のおおつか	伊勢崎市連取町3093-45	0270(40)5871	6	つり具のおおつか	伊勢崎市連取町3093-45	0270(40)5871
7	上州屋太田店	太田市西矢島町622-1	0276(45)4130	7	関口釣具店	伊勢崎市境栄670	0270(74)0095
8	今井釣具店	太田市世良田町1010	0276(52)1078	8	今井釣具店	太田市世良田町1010	0276(52)1078
9	セブンイレブン 大泉南原店	邑楽郡大泉町吉田1014-17	0276(62)5050	9	セブンイレブン 大泉南原店	邑楽郡大泉町吉田1014-17	0276(62)5050
10	釣りキング	邑楽群千代田町赤岩204-7	0276(86)2756	10	釣りキング	邑楽群千代田町赤岩204-7	0276(86)2756
11	セブンイレブン 境下武士店	伊勢崎市境下武士337番地	0270(74)1880	11	小堀釣具店	邑楽群大泉町中央2-31-5	0276(62)3816
12	サンビーム高崎店	高崎市飯塚町206-6	027(364)3332	12	セブンイレブン 明和南大島店	邑楽群明和町南大島279-1	0276(84)1191

3. 上州漁業協同組合

3 上州漁業協同組合遊漁規則の変更内容

(1) 第四条第2項の変更（漁具漁法の制限の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

投網禁止区域を拡大したい。

イ 変更理由

拡大したい区域は多くの溪流魚の生息を確認しているため、投網による乱獲を防ぎ、投網以外の遊漁振興を図りたいため。

(2) 第五条の変更（禁止区域等の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

遊漁禁止区域を拡大したい。

イ 変更理由

拡大したい区域は多くの溪流魚の生息を確認しているため、資源保護の観点から禁止区域としたい。

(3) 第七条の変更（遊漁料の額及び納付の方法）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

①遊漁料金を変更したい。

②現場加算金を変更したい。

イ 変更理由

①飼料高騰による放流魚の価格改定や燃油高騰等に対応し、従来と変わらぬ漁場環境を整える必要があるため。なお、余剰金が発生した場合は追加放流等に対応する。

②遊漁料金の変更に対応するため。

(4) 第八条の変更（特設釣り場）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

特設釣り場を削除したい。

イ 変更理由

設定区域が台風等により形状が変化したとともに、一部河川敷への侵入経路が封鎖され、特設釣り場としての運営が困難となったため。

上州漁業協同組合遊漁規則の変更（案） 新旧対照表

変更（案）				現行			
（漁具漁法の制限） 第四条 <u>（略）</u> 2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。				（漁具漁法の制限） 第四条 <u>（略）</u> 2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。			
ア 漁具漁法	イ 水産動物	ウ 区域	エ 期間	ア 漁具漁法	イ 水産動物	ウ 区域	エ 期間
投 網	全魚種	里見発電所放水口から下流の烏川及び栄橋から下流の榛名白川、中橋から鼻高橋までの間と中乗橋から下流の碓氷川、下小阪大橋から下流の鐺川、鐺川農業用水取水口から下流の南牧川（上記水域を以下「鮎投網解禁区域」という。）	3月26日から9月1日午前8時まで	投 網	全魚種	里見発電所取水口から下流の烏川及び栄橋から下流の榛名白川、中橋から鼻高橋までの間と中乗橋から下流の碓氷川、下小阪大橋から下流の鐺川、鐺川農業用水取水口から下流の南牧川（上記水域を以下「鮎投網解禁区域」という。）	3月26日から9月1日午前8時まで
...
	全魚種	里見発電所放水口から上流の烏川本流及び烏川各支流（栄橋から下流の榛名白川、碓氷川を除く）、井野川本支流、中乗橋から鼻高橋の間及び久保井戸堰堤から上流の碓氷川本流、碓氷川各支流、碓氷湖、妙義湖、霧積湖、下小阪大橋から上流の西牧川本流、鐺川及び西牧川の各支流（高田川・星川を除く）、鐺川農業用水取水口から上流の南牧川本流、南牧川各支流、馬庭堰取水口堰堤上流 50mから下流 100mまでの鐺川、小沢橋から明戸橋の間の高田川、大塩湖、東谷川ダム、野上ダム（上記水域を以下「投網通年 禁止区域」という。）	1月1日から12月31日まで		全魚種	里見発電所取水口から上流の烏川本流及び烏川各支流（栄橋から下流の榛名白川、碓氷川を除く）、井野川本支流、中乗橋から鼻高橋の間及び久保井戸堰堤から上流の碓氷川本流、碓氷川各支流、碓氷湖、妙義湖、霧積湖、下小阪大橋から上流の西牧川本流、鐺川及び西牧川の各支流（高田川・星川を除く）、鐺川農業用水取水口から上流の南牧川本流、南牧川各支流、馬庭堰取水口堰堤上流 50mから下流 100mまでの鐺川、小沢橋から明戸橋の間の高田川、大塩湖、東谷川ダム、野上ダム（上記水域を以下「投網通年 禁止区域」という。）	1月1日から12月31日まで
	全魚種	里見発電所放水口から下流の烏川、久保井戸堰堤から鼻高橋の間及び中乗橋から下流の碓氷川、東部大橋から上流の鐺川（西牧川）及び南牧川	12月1日から翌年2月末日まで		全魚種	里見発電所取水口から下流の烏川、久保井戸堰堤から鼻高橋の間及び中乗橋から下流の碓氷川、東部大橋から上流の鐺川（西牧川）及び南牧川	12月1日から翌年2月末日まで
3 <u>（略）</u>				3 <u>（略）</u>			
4 <u>（略）</u>				4 <u>（略）</u>			

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
...	...
里見発電所放水口から上流の烏川本支流、滑川、駒寄川、栄橋上流の白川、唐沢川、早瀬川 久保井戸堰堤から上流の碓氷川本支流、碓氷湖、霧積湖、花ノ木橋から上流の九十九川本支流、恵宝沢上流の秋間川、下小阪大橋から上流の西牧川本支流、荒船湖、鑓川農業用水取水口から上流の南牧川本支流、青倉川、中沢川、栗山川、横瀬川、野上川、大沢川、雄川、矢田川、土合川	9月21日から翌年2月末日まで 但し、次の場合は除く。 ①鮎の友釣り(9月30日まで) ②わかさぎ釣り
...	...

(遊漁料の額及び納付の方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとする。ただし、期間1年の遊漁料は2月1日から4月30日までに納付するものとし、それ以外の期間に納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種の場合は1,000円、アユを除く魚種の場合は300円を加算した額とする。また期間1日の遊漁料について第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種については第三条第一項の組合が定める日時から6月30日まで期間の場合は3,500円、前述以外の期間の場合は3,000円、アユを除く魚種については2,500円、アユ・ヤマメ・イワナ・サクラマスを除く魚種の場合は1,500円を加算した額とする。

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
...	...
里見発電所取水口から上流の烏川本支流、滑川、駒寄川、栄橋上流の白川、唐沢川、早瀬川 久保井戸堰堤から上流の碓氷川本支流、碓氷湖、霧積湖、花ノ木橋から上流の九十九川本支流、恵宝沢上流の秋間川、下小阪大橋から上流の西牧川本支流、荒船湖、鑓川農業用水取水口から上流の南牧川本支流、青倉川、中沢川、栗山川、横瀬川、野上川、大沢川、雄川、矢田川、土合川	9月21日から翌年2月末日まで 但し、次の場合は除く。 ①鮎の友釣り(9月30日まで) ②わかさぎ釣り
...	...

(遊漁料の額及び納付の方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとする。ただし、期間1年の遊漁料は2月1日から4月30日までに納付するものとし、それ以外の期間に納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種の場合は1,000円、アユを除く魚種の場合は300円を加算した額とする。また期間1日の遊漁料について第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種については第三条第一項の組合が定める日時から6月30日まで期間の場合は3,000円、前述以外の期間の場合は2,500円、アユを除く魚種については2,000円、アユ・ヤマメ・イワナ・サクラマスを除く魚種の場合は700円を加算した額とする。

遊漁対象水産動物	漁具漁法	期 間	遊漁料の額
全魚種	徒手採捕・手釣 ・竿釣・すくい網 ・ぎのめかき	1日（第三条第一項の組合が定める日時から6月30日まで）	3,500円
		1日（上記以外の期間）	3,000円
		1年	14,000円
	同上・投網	1年	16,000円
アユを除く魚種	徒手採捕・手釣 ・竿釣・すくい網・ぎのめかき	1日	2,500円
		1年	10,700円
アユ・ヤマメ・サクラマス・イワナを除く魚種	徒手採捕・手釣 ・竿釣・すくい網・ぎのめかき	1日	1,500円
		1年	7,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。ただし、遊漁料無料に係る遊漁については第二条1項のただし書きを準用する。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期間	遊漁料
...
身体障害者 (県内居住者 で手帳所有者)	全魚種	徒手採捕・手釣 ・竿釣・すくい網・ぎのめかき	1年	7,000円
		同上・投網	1年	8,000円
	アユを除く魚種	徒手採捕・手釣 ・竿釣・すくい網・ぎのめかき	1年	5,500円
		同上	1年	4,000円

遊漁対象水産動物	漁具漁法	期 間	遊漁料の額
全魚種	徒手採捕・手釣 ・竿釣・すくい網 ・ぎのめかき	1日（第三条第一項の組合が定める日時から6月30日まで）	3,000円
		1日（上記以外の期間）	2,500円
		1年	11,600円
	同上・投網	1年	13,600円
アユを除く魚種	徒手採捕・手釣 ・竿釣・すくい網・ぎのめかき	1日	2,000円
		1年	9,600円
アユ・ヤマメ・サクラマス・イワナを除く魚種	徒手採捕・手釣 ・竿釣・すくい網・ぎのめかき	1日	1,300円
		1年	6,300円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。ただし、遊漁料無料に係る遊漁については第二条1項のただし書きを準用する。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期間	遊漁料
...
身体障害者 (県内居住者 で手帳所有者)	全魚種	徒手採捕・手釣 ・竿釣・すくい網・ぎのめかき	1年	5,800円
		同上・投網	1年	6,800円
	アユを除く魚種	徒手採捕・手釣 ・竿釣・すくい網・ぎのめかき	1年	4,800円
		同上	1年	3,400円

(削除)

(特設釣り場)

第八条 組合は、3月1日から6月末日までと9月1日から12月末日までの期間内において組合が別に定める期間、次の区域を特設釣り場と定め、ニジマスの高密度な放流を行うものとする。

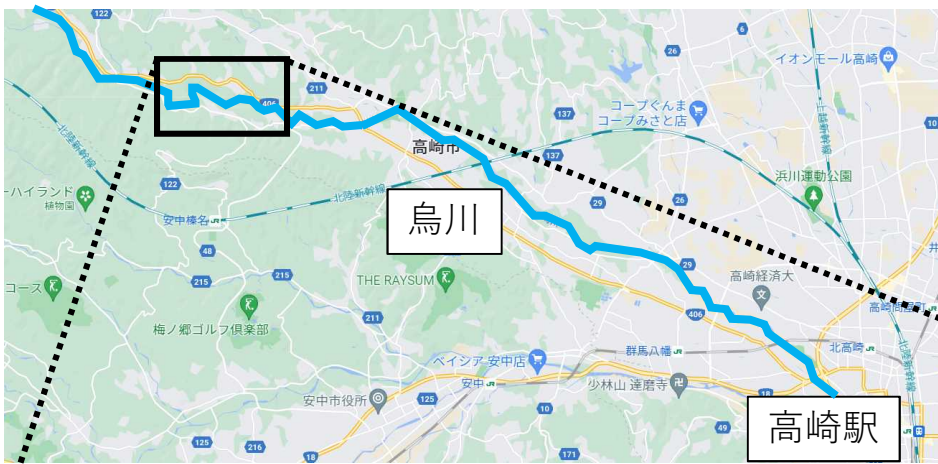
区 域： 中乗橋から烏川合流点までの碓氷川

2 前項の期間及び区域で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の特設釣り場遊漁料を別表の特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。

漁法	区分	料金	魚種
竿 釣 (一人につき 1本)	中学生以下	1,000円	ニジマス
	組合が発行する期間1年の 遊漁証保有者	1,500円	
	上記以外の者	3,000円	

3 前各号の制限他、組合は漁具漁法、区域、期間、入漁時間等の規定を定め、特設釣り場を管理するものとする。この規定は組合事務所、特設釣り場遊漁証取扱所に掲示して公表するものとする。

上州漁協 投網通年禁止区域及び禁止区域の拡大（案）



4. 南甘漁業協同組合

4 南甘漁業協同組合遊漁規則の変更内容

(1) 第四条第2項の変更（漁具漁法の制限の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

アユ釣りにおける疑似オトリおよびリール竿の使用を制限したい。

イ 変更理由

生きたおとり鮎を用いた友釣りを振興しているため。

(2) 第七条の変更（遊漁料の額及び納付の方法）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

遊漁料金を変更したい。

イ 変更理由

飼料高騰による放流魚の価格改定や燃油高騰等に対応し、従来と変わらぬ漁場環境を整える必要があるため。なお、今回の価格改定により収入に余剰が生じた場合は、河川整備や釣り教室開催等の普及活動に使用する。

南甘漁業協同組合遊漁規則の変更（案） 新旧対照表

変 更（案）	現 行																																																																
<p>(漁具漁法の制限) 第四条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 漁具漁法</th> <th>イ 水産動物</th> <th>ウ 区域</th> <th>エ 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>疑似オトリ</td> <td>アユ</td> <td>神流川本支流</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>リール竿</td> <td>アユ</td> <td>神流川本支流</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略) 4 (略)</p> <p>(遊漁料の額及び納付の方法) 第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種は2,500円を、アユを除く魚種は1,500円を加算した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁対象水産動物</th> <th>漁具漁法</th> <th>期 間</th> <th>遊漁料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全魚種</td> <td rowspan="2">徒手採捕・手釣 ・竿釣・やす</td> <td>1日</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アユを除く魚種</td> <td rowspan="2">徒手採捕・手釣 ・竿釣</td> <td>1日</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>7,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	ア 漁具漁法	イ 水産動物	ウ 区域	エ 期間	疑似オトリ	アユ	神流川本支流	1月1日から12月31日まで	リール竿	アユ	神流川本支流	1月1日から12月31日まで	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期 間	遊漁料の額	全魚種	徒手採捕・手釣 ・竿釣・やす	1日	2,500円	1年	12,000円	アユを除く魚種	徒手採捕・手釣 ・竿釣	1日	1,500円	1年	7,000円	<p>(漁具漁法の制限) 第四条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 漁具漁法</th> <th>イ 水産動物</th> <th>ウ 区域</th> <th>エ 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略) 4 (略)</p> <p>(遊漁料の額及び納付の方法) 第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種は2,500円を、アユを除く魚種は1,500円を加算した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁対象水産動物</th> <th>漁具漁法</th> <th>期 間</th> <th>遊漁料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全魚種</td> <td rowspan="2">徒手採捕・手釣 ・竿釣・やす</td> <td>1日</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>10,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アユを除く魚種</td> <td rowspan="2">徒手採捕・手釣 ・竿釣</td> <td>1日</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	ア 漁具漁法	イ 水産動物	ウ 区域	エ 期間	新設				新設				遊漁対象水産動物	漁具漁法	期 間	遊漁料の額	全魚種	徒手採捕・手釣 ・竿釣・やす	1日	2,500円	1年	10,500円	アユを除く魚種	徒手採捕・手釣 ・竿釣	1日	1,500円	1年	6,000円
ア 漁具漁法	イ 水産動物	ウ 区域	エ 期間																																																														
...																																																														
疑似オトリ	アユ	神流川本支流	1月1日から12月31日まで																																																														
リール竿	アユ	神流川本支流	1月1日から12月31日まで																																																														
遊漁対象水産動物	漁具漁法	期 間	遊漁料の額																																																														
全魚種	徒手採捕・手釣 ・竿釣・やす	1日	2,500円																																																														
		1年	12,000円																																																														
アユを除く魚種	徒手採捕・手釣 ・竿釣	1日	1,500円																																																														
		1年	7,000円																																																														
ア 漁具漁法	イ 水産動物	ウ 区域	エ 期間																																																														
...																																																														
新設																																																																	
新設																																																																	
遊漁対象水産動物	漁具漁法	期 間	遊漁料の額																																																														
全魚種	徒手採捕・手釣 ・竿釣・やす	1日	2,500円																																																														
		1年	10,500円																																																														
アユを除く魚種	徒手採捕・手釣 ・竿釣	1日	1,500円																																																														
		1年	6,000円																																																														

5. 上野村漁業協同組合

5 上野村漁業協同組合遊漁規則の変更内容

(1) 第四条第2項の変更（漁具漁法の制限の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ①毛針釣りの例外として「フライ・テンカラ釣り」を明記したい。
- ②アユ釣りにおける疑似オトリ、リール竿及び餌の使用を制限したい。

イ 変更理由

- ①実態は変わらないが、よりわかりやすくするため。
- ②生きたおとり鮎を用いた友釣りを振興しているため。

(2) 第七条の変更（遊漁料の額及び納付の方法）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ①遊漁料金を変更したい。
- ②現場加算金を変更したい。

イ 変更理由

- ①飼料高騰による放流魚の価格改定や燃油高騰等に対応するとともに、より付加価値の高い漁場環境を整える必要があるため。なお、今回の価格改定により収入に余剰が生じた場合は、河川整備や追加放流等の資金とする。
- ②遊漁料の変更に対応するため。

(3) 第八条の変更（特設釣り場）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ①遊漁料金を変更したい。
- ②現場加算金を変更したい。

イ 変更理由

- ①飼料高騰による放流魚の価格改定や燃油高騰等に対応するとともに、より付加価値の高い漁場環境を整える必要があるため。なお、今回の価格改定により収入に余剰が生じた場合は、河川整備や追加放流等の資金とする。
- ②遊漁料の変更に対応するため。

上野村漁業協同組合遊漁規則の変更（案） 新旧対照表

変更（案）

現行

(漁具漁法の制限)
第四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 漁具漁法	イ 水産動物	ウ 区域	エ 期間
毛針釣 (フライ・テンカラを除く) ドブ釣り コロガシ	全魚種	漁場全域	1月1日から 12月31日
...
疑似オトリ リール竿 餌釣り	アユ	漁場全域	1月1日から 12月31日

3 (略)

4 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは次の表の遊漁料に全魚種は3,000円、アユを除く魚種は2,500円、投網は3,500円を加算した額とする。

遊漁対象水産動物	漁具漁法	期間	遊漁料の額
全魚種	徒手採捕・手釣 ・竿釣・すくい 網・置き針	1日	3,000円
		1年	14,000円
	同上・投網	1日	3,500円
		1年	17,000円
アユを除く魚種	竿釣	1日	2,500円
		(削除)	

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む

(漁具漁法の制限)
第四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 漁具漁法	イ 水産動物	ウ 区域	エ 期間
毛針釣 (新設) (ドブ釣り) コロガシ	全魚種	漁場全域	1月1日から 12月31日
...
新設			

3 (略)

4 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは次の表の遊漁料に全魚種は2,500円、アユを除く魚種は2,000円、投網は3,000円を加算した額とする。

遊漁対象水産動物	漁具漁法	期間	遊漁料の額
全魚種	徒手採捕・手釣 ・竿釣・すくい 網・置き針	1日	2,500円
		1年	11,000円
	同上・投網	1日	3,000円
		1年	14,000円
アユを除く魚種	竿釣	1日	2,000円
		1年	11,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期間	遊漁料
...
身体障害者手帳を有する者	全魚種	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網	1年	11,000円
	アユ	投網		14,000円
高校生	全魚種	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網	1年	7,000円
	アユ	投網		8,500円
女性	全魚種	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網	1年	11,000円
	アユ	投網		14,000円

3 (略)

(特設釣り場)
第八条 (略)

2 前項の期間及び区域で遊漁をしようとする者は、前条各号の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。

漁法	区分	料金	(削除)	魚種
竿釣り (1人につき1本) 毛ばり釣り フライ釣り ルアー釣り	(略)		(削除)	ニジマス
	中学生	300円		
	日券(女性)	2,000円		
	上野村漁業協同組合が発行する期間の1年の遊漁証保有者	2,000円		
	同上(女性)	1,500円		
	上記以外の者	3,000円		

3 (略)

4 (略)

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期間	遊漁料
...
身体障害者手帳を有する者	全魚種	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網	(新設)	前項の規定より期間1日は500円、期間1年は3,000円をそれぞれ減じた額とする。
	(新設)	(新設)		(新設)
(新設)				
(新設)				

3 (略)

(特設釣り場)
第八条 (略)

2 前項の期間及び区域で遊漁をしようとする者は、前条各号の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。

漁法	区分	料金	現場加算	魚種
竿釣り (1人につき1本) 毛ばり釣り フライ釣り ルアー釣り	小学生以下	無料	0円	ニジマス
	中学生	300円		
	日券(女性)	1,500円		
	上野村漁業協同組合が発行する期間の1年の遊漁証保有者	1,500円		
	同上(女性)	1,000円		
	上記以外の者	2,000円		

3 (略)

4 (略)

第八条の二 (略)

2 前項の期間及び区域で遊漁をしようとする者は、第七条各号の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。

漁法	区分	料金	(削除)	魚種
竿釣り (1人につき 1本) 毛ばり釣り フライ釣り ルアー釣り	(削除)		(削除)	ヤマメ サクラマス イワナ
	中学生	300円		
	日券(女性)	3,500円		
	上野村漁業協同組合 が発行する期間の1年 の遊漁証保有者	3,000円		
	同上(女性)	2,500円		
	上記以外の者	4,000円		

3 (略)

4 (略)

第八条の三 省略

2 前項の期間及び区域で遊漁をしようとする者は、第七条各号の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。

漁法	区分	料金	(削除)	魚種
竿釣り (1人につき 1本) 毛ばり釣り フライ釣り ルアー釣り	(削除)		(削除)	ヤマメ サクラマス イワナ
	中学生	300円		
	日券(女性)	3,500円		
	上野村漁業協同組合 が発行する期間の1年 の遊漁証保有者	3,000円		
	同上(女性)	2,500円		
	上記以外の者	4,000円		

3 (略)

4 (略)

第八条の二 (略)

2 前項の期間及び区域で遊漁をしようとする者は、第七条各号の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。

漁法	区分	料金	現場 加算	魚種
竿釣り (1人につき 1本) 毛ばり釣り フライ釣り ルアー釣り	小学生以下	無料	0円	ヤマメ サクラマス イワナ
	中学生	300円		
	日券(女性)	3,000円		
	上野村漁業協同組合 が発行する期間の1年 の遊漁証保有者	2,500円		
	同上(女性)	2,000円		
	上記以外の者	3,500円		

3 (略)

4 (略)

第八条の三 省略

2 前項の期間及び区域で遊漁をしようとする者は、第七条各号の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。

漁法	区分	料金	現場 加算	魚種
竿釣り (1人につき 1本) 毛ばり釣り フライ釣り ルアー釣り	小学生以下	無料	0円	ヤマメ サクラマス イワナ
	中学生	300円		
	日券(女性)	3,000円		
	上野村漁業協同組合 が発行する期間の1年 の遊漁証保有者	2,500円		
	同上(女性)	2,000円		
	上記以外の者	3,500円		

3 (略)

4 (略)